

設置の目的

犯罪の抑止、事件などの早期解決、その他市民生活の安全の確保を目的として見守りカメラを設置し、撮影します。

犯罪の抑止



見守りカメラの設置を明示することで、犯罪を抑止します。

事件などの早期解決



撮影された画像データを捜査機関に提供することで、事件などの早期解決に協力します。

市民生活の安全の確保



捜査機関による行方不明者の捜索などに役立ちます。

プライバシーへの配慮

カメラ設置の表示

見守りカメラを設置する電力柱などには、見守りカメラを設置していることが分かるように、表示を行います。

撮影範囲

撮影は、個人のプライバシーに十分配慮して、撮影範囲を必要最小限にします。

プライバシーマスク

個人の住宅が映り込む場合は、「プライバシーマスク」と呼ばれる黒塗りの状態で映像が記録されます。



画像データの管理

監視の目的で設置するものではありません。画像データは、市が適正に管理し、画像データをみだりに外部に漏らしたり、不当な目的のために使用したりしません。また、撮影された画像データは、14日間保存され、自動的に書き消去される設定を行います。

外部への画像の提供

撮影した画像は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に対応します。次のような場合は、画像を外部に提供することがあります。

- ◇ 裁判所からの文書提出命令や裁判官が発行する令状に基づくとき
- ◇ 捜査機関による行方不明者の捜索
- ◇ 捜査機関から犯罪捜査を目的とした要請を受けたとき

見守り活動を支援しています

市では、市民と団体が、自主的に行う登下校中の児童の安全・安心を守る見守り活動を支援しています。

- ◇ 活動の支援 メッシュベスト・帽子・自転車反射板の貸与
- ◇ ボランティア保険料相当分の支援
危機管理室で保険加入希望者を取りまとめ、申込手続きから保険料納付までを行います。

詳しくは、危機管理室にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。(☎8774)



高砂市



見守りカメラの運用を開始します

危機管理室 ☎443-9008

令和5年度に、通学路や学校周辺を中心に見守りカメラを300台設置しました。4月から、この300台の見守りカメラの運用を開始します。

また、令和6年度は、不審者情報の発生箇所周辺に、200台設置する予定です。

カメラの設置場所	設置台数	設置時期	運用開始
通学路や学校周辺	300台	令和5年度	令和6年4月1日(月)
不審者情報発生箇所周辺	200台	令和6年度	令和6年中の開始を目指します

令和5年度に設置した見守りカメラ300台の設置場所

令和5年度に設置し、令和6年度から運用を開始するカメラの設置場所は、右記の図のとおりです。

各地区の詳しい設置場所は、市ホームページをご覧ください。(☎8645)



令和6年度の見守りカメラ設置工事のスケジュール

令和6年度の工事は、次のように進める予定です。設置予定箇所周辺住民への周知や、民地にある電力柱へ設置する場合の民地同意取得は、随時行っていきます。

	令和6年										令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
設置場所調査(再調査含む)	▶												
関電・NTT共架申請	▶												
地域住民への周知	▶												
設置工事					▶								
電力引込申請～通電						▶							